

## 業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	西区役所区民生活部総務課
件名	さいたま市西区役所中規模修繕工事基本・実施設計業務
履行場所	さいたま市西区西大宮3丁目4番地2
契約締結日	令和5年10月10日
契約の相手方名	東電設計株式会社
契約金額	71,280,000円
随意契約によること とした理由	<p>本業務はさいたま市公共施設マネジメント計画・第2次アクションプランに基づく、劣化した設備等の機能回復に加え、近年の公共施設に求められる機能等を盛り込んだ機能向上を行う中規模修繕工事に向けた基本、実施設計を行う業務である。</p> <p>本業務の特性として 建築等の設計に必要となる専門的な知識を有していることはもとより、区役所という不特定多数の人が出入りする施設における執務並行工事を行うことに加え、ZEB化を主とした脱炭素への取組、窓口や執務環境の改善など工事に向けた具体的な課題があり、課題解決に向け、設計者の持つ創造性や技術力、これまでの実績等に基づくノウハウや知見がより強く求められる業務であり、本業務の実施にあたっては、ZEB化検討の詳細等を仕様書に定めることが困難であるとともに、民間事業者の高度な技術力及び専門的知識を必要とするため、受託者の選定方法として公募型プロポーザル方式を採用した。</p> <p>上記の理由により企画提案を募集し、事業者選定委員会に置いて最も高い評価を得た事業者と随意契約した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p>